

国設伊豆沼鳥獸保護区
伊豆沼特別保護地区

指定計画書（案）

平成 年 月 日

環 境 省

1 特別保護地区の名称

伊豆沼特別保護地区

2 国設鳥獣保護区の設定区分

集団渡来地

3 特別保護地区の区域

伊豆沼鳥獣保護区のうち迫町道前沼彦道線と東日本旅客鉄道株式会社東北本線敷地西側境界線との交点を起点とし、同所から迫町道前沼彦道線を西進し干拓堤防第2号線との交点に至り、同堤防を南西及び北西進し県道築館登米線との交点に至り、同所から同県道を西進し迫町道内沼境田線との交点に至り、同所から同町道を南西進し迫町道内沼線との交点に至り、同所から同町道を南西及び北西進し築館町道内沼線との交点に至り、同所から同町道を北西及び西進し太田川左岸堤防東端との交点に至り、同所から同堤防を南西及び西進し築館町道曾内熊狩線の交点に至り、同所から同町道を北進し築館町道堀の内横須賀線との交点に至り、同所から同町道を東進し県道築館登米線との交点に至り、同所から同県道を南東進し築館町道伊豆沼線との交点に至り、同所から同町道を東進し築館町道横須賀線との交点に至り、同所から同町道を北進し宝田地区圃場整備南側道路との交点に至り、同所から同道路を北西進し農道山口下谷地線との交点に至り、同所から同農道を北進し農道山口曾内線との交点に至り、同所から同農道を西進し農道曾内向柳線との交点に至り、同所から同農道を北進し、県道若柳築館線との交点に至り、同所から同県道を東進し若柳町道敷味線との交点に至り、同所から同町道を東進し若柳町道菅団線との交点に至り、同所から同町道を北東進し県道新田若柳線との交点に至り、同所から同県道を南東進し東日本旅客鉄道株式会社東北本線敷地西側境界線との交点に至り、同所から同境界線を南西進し起点に至る線に囲まれた区域。

4 指定理由

当該地は、ラムサール条約登録湿地に登録され、ガン、カモ、ハクチョウ類の集団渡来地として重要である。

このため、当該地の保全を図るため、特別保護地区として指定するものである。

5 特別保護地区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 9 0 7 ha

内訳

ア 形態別内訳

林 野	-	ha
農耕地	3 2 9	ha
水 面	4 5 1	ha
その他	1 2 7	ha

イ 所有者別内訳

国有地	-	
地方公共団体有地	1 0 7	ha
私有地等	3 4 9	ha
公有水面	4 5 1	ha

都道府県有地 5 9 ha
市町村有地等 4 8 ha

ウ 他の法令による規制区域

自然環境保全法による地域	-
自然公園法による地域	特別保護地区 - 特別地域 - 普通地域 -
文化財保護法による地域	5 2 0 ha

6 特別保護地区の存続期間

平成14年11月1日から平成34年10月31日まで(20年間)

7 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

当該地域は、宮城県の北部で岩手県との県境に近く、伊豆沼及び内沼からなる区域で伊豆沼は東面に伸びた面積380haの細長い沼で、内沼は面積140haのほぼ楕円形の沼である。

沼の周辺の大半は水田となっており、数カ所に集落が散在している。

この地域は、オオハクチョウやマガンなどの集団渡来地として貴重なことから「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」(ラムサール条約)の登録湿地に指定(昭和60年9月)されている。

なお、当該地域の520haについては「伊豆沼・内沼の鳥類およびその生息地」として国の天然記念物の指定(昭和42年9月)を受けている。

(2) 生息する鳥獣類

ア 鳥類

- 【カイツブリ科】 ・ カイツブリ・ハジロカイツブリ・カンムリカイツブリ
- 【サギ科】 ・ サンカノゴイ・ヨシゴイ・ゴイサギ・ササゴイ・アマサギ
・ ダイサギ
- 【カモ科】 ・ シジュウカラガン・マガン・カリガネ・ヒシクイ・オオハク
チョウ・コハクチョウ・マガモ・カルガモ・コガモ・トモ
エガモ・ヨシガモ・オカヨシガモ・ヒドリガモ・アメリカヒ
ドリ・オナガガモ・シマアジ・ハシビロガモ・ホシハジロ
- 【タカ科】 ・ キンクロハジロ・ホオジロガモ・ミコアイサ・カワアイサ
・ ミサゴ・トビ・オジロワシ・オオタカ・ノスリ・ハイイ
ロチュウヒ・チュウヒ・ハヤブサ・チゴハヤブサ・コチョ
ウゲンボウ・チョウゲンボウ
- 【キジ科】 ・ キジ
- 【クイナ科】 ・ バン・オオバン
- 【タマシギ科】 ・ タマシギ
- 【チドリ科】 ・ コチドリ・イカルチドリ・ムナグロ・タゲリ
- 【シギ科】 ・ トウネン・ウズラシギ・ハマシギ・エリマキシギ・オオハ
シシギ・ツルシギ・コアオアシシギ・アオアシシギ・タ
カブシギ・イソシギ・オグロシギ・タシギ・オオジシギ
- 【セイタカシギ】 ・ セイタカシギ
- 【カモメ科】 ・ コリカモメ・セグロカモメ・ウミネコ・アジサシ
- 【ハト科】 ・ キジバト
- 【ホトトギス科】 ・ カッコウ・ホトトギス
- 【フクロウ科】 ・ コミミズク・フクロウ
- 【アマツバメ科】 ・ アマツバメ
- 【カワセミ科】 ・ カワセミ
- 【キツツキ科】 ・ アオゲラ・アカゲラ・コゲラ
- 【ヒバリ科】 ・ ヒバリ
- 【ツバメ科】 ・ ツバメ・イワツバメ
- 【セキレイ科】 ・ キセキレイ・ハクセキレイ・セグロセキレイ・タヒバリ
- 【ヒヨドリ科】 ・ ヒヨドリ
- 【モズ科】 ・ モズ
- 【ヒタキ科】 ・ ルリビタキ・ジョウビタキ・ノビタキ・アカハラ・シロハラ
・ ツグミ・ウグイス・コヨシキリ・オオヨシキリ・メボソム
シクイ・センダイムシクイ・キクイタダキ・キビタキ・オオル
リ・サンコウチョウ
- 【エナガ科】 ・ エナガ
- 【シジュウカラ科】 ・ コガラ・ヒガラ・ヤマガラ・シジュウカラ

- 【メジロ科】 ・ メジロ
- 【ホオジロ科】 ・ ホオジロ・ホオアカ・ カシラダカ・ アオジ・ オオジュリン
- 【アトリ科】 ・ アトリ・ カワラヒワ・ マヒワ・ ベニマシコ・シメ
- 【ハタオリドリ科】 ・ スズメ
- 【ムクドリ科】 ・ コムクドリ・ ムクドリ
- 【カラス科】 ・ カケス・ オナガ・ ミヤマガラス・ ハシボソガラス・ ハシブトガラス

イ 獣類

- 【ウサギ科】 ・ トウホクノウサギ
- 【リス科】 ・ ニホンリス
- 【イヌ科】 ・ ホンドタヌキ・ ホンドキツネ
- 【イタチ科】 ・ ホンドイタチ
- 【ウシ科】 ・ ニホンカモシカ

- ・ 印は当地域で一般的に見られる鳥獣
- ・ アンダーラインは鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律第12条第1項第2号の規定により環境大臣がその保護繁殖を特に図ることが必要として定めた鳥獣（平成12年2月16日環境庁告示第6号）及び天然記念物に指定された鳥獣

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

当該地域内では、特に農林水産物の被害発生等の問題はない。

8 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律第8条ノ8第9項の規定による補償に関する事項

当該区域内に鳥獣の保護繁殖に必要な施設を設置することなどにより、被害を被ることとなる者に対して、通常生ずる損失を補償する。

9 特別保護地区の指定及び維持管理に関する事項

鳥獣保護区用制札	18本
特別保護地区用制札	12本
案内板	1基
給水器	-
給餌台	-
巣箱	-
その他	-